



2020年5月12日

会社名 株式会社 滋賀銀行
代表者名 取締役頭取 高橋 祥二郎
(コード番号 8366 東証第1部)
問合せ先 総合企画部長 山元 磯和
(TEL. 077-521-2200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、2020年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更について2020年6月25日開催予定の第133期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

当行は経営の意思決定の迅速化および経営体制の効率化を図った結果として、現行定款第20条に定める取締役の員数の上限を23名から15名に変更するものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当銀行の取締役は、 <u>23名</u> 以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当銀行の取締役は、 <u>15名</u> 以内とする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2020年6月25日 (木)
定款変更の効力発生日 2020年6月25日 (木)

以 上